平成２４年（フ）第１７５１号
埼玉県蕨市塚越６丁目20番17号　サンコーポエル202号
債務者　秋葉友美子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７２号
さいたま市緑区東浦和２丁目38番地10　さいたま寮Ａ棟
債務者　森坂　芳幸
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３３４号
名古屋市中村区名楽町５丁目15番地の９　森田ビル３Ｄ号
債務者　中尾　弘之
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３３７号
愛知県小牧市大字東田中606番地１　モンテローザＡ棟202号
債務者　大矢　　敏
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７７号
愛知県海部郡大治町大字砂子字千手堂650番地　アメニティ大治二番館1104号
債務者　瀬津　里江（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８０４号
北九州市八幡西区日吉台２丁目12番５―502号
債務者　西澤　　譲
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１２号
鹿児島県霧島市隼人町真孝1377番地１
債務者　徳田　由佳（旧姓小田原）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
青森市桜川７丁目11番31号　パレーシャル桜川Ｃ―101
債務者　畑井　典子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９２２号
大阪府寝屋川市点野３丁目31番21号
債務者　吉田日斗美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８４号
大阪府門真市上野口町３番16号　ミナミマンション305号
債務者　空野八代惠
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１７号
大阪府高槻市東五百住町１丁目30―５、住民票上の住所大阪府高槻市芝生町３丁目19番５号
債務者　浮田　伸介
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４４号
大阪府守口市大久保町５丁目64番17―103号
債務者　西野　拓馬
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０５号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目９番25号
債務者　的山　修治
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１０６号
大阪府東大阪市大蓮東１丁目９番25号
債務者　的山　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６３号
大阪府寝屋川市緑町22番６―302　東博方、住民票上の住所大阪府寝屋川市桜木町22番２―403号
債務者　カラオケ喫茶まゆみこと　宮田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６１号
大阪府寝屋川市明徳２丁目７番６―101号、前住所大阪府枚方市茄子作１丁目28番35号
債務者　中川　好春
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４３８号
大阪市淀川区新高４丁目10番29号
債務者　具志堅千佳子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部